

川越市企業立地奨励金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規の立地により操業を開始した企業等に対し、予算の範囲内において企業立地奨励金等を交付することにより、市内への積極的な企業立地を促進し、安定的な市税の確保及び市民の雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(規則の適用)

第2条 企業立地奨励金等の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 営利事業を目的とする法人又は営利事業を営む個人をいう。
- (2) 事業所 企業等がその事業の用に直接供する施設及びこれに附属する関連施設をいう。
- (3) 立地 企業等がその事業の用に供するため、次に掲げるいずれかの行為により事業所（関連施設の延べ床面積の合計が事業の用に直接供する施設の延べ床面積の合計を超えない場合に限る。）を設置することをいう。
 - ア 市内に事業所を有しない企業等が、市内に所有し、購入し、又は賃借等をする土地に、新たに事業所を建築すること。
 - イ 市内に事業所を有しない企業等が、当該企業等のために市内に新たに建築される事業所を当該企業等以外の者から賃借すること。
 - ウ 市内に事業所を有する企業等が、市内の別の場所（当該事業所の隣接地を含む。エにおいて同じ。）に所有し、購入し、又は賃借等をする土地に、新たに事業所を建築すること。
 - エ 市内に事業所を有する企業等が、市内の別の場所に、当該企業等のために市内に新たに建築される事業所を当該企業等以外の者から賃借すること。
 - オ 市内に事業所を有する企業等が、当該事業所の敷地内において事業所を新設又は拡張すること。

- (4) 事業者 立地をする企業等をいう。

(企業立地奨励金の交付要件)

第4条 企業立地奨励金の交付を受けることができる要件は、次のとおりとする。

- (1) 立地をする事業所が、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める産業のうち、製造業及び情報通信業の事業の用に供されるものであること。

イ 知事承認（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、企業等が策定した埼玉県基本計画又は埼玉県鶴ヶ島ジャンクション周辺地域基本計画に係る地域経済牽引事業計画についての埼玉県知事の承認をいう。以下同じ。）を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のために立地する事業者の用に供されるものであること。

- (2) 立地をする事業所の敷地面積が1,000㎡以上で、かつ、当該事業所の延べ床面積が500㎡以上であること。ただし、第3条第3号オに規定する新設又は拡張にあつては、延べ床面積が500㎡以上であること。
- (3) 立地をする事業所において常時雇用従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定による解雇の予告を必要とする者で、かつ、厚生年金保険に加入する者をいう。以下同じ。）の数が10人以上であること。
- (4) 本市が事業者課した市税のうち、納期限が到来した市税に滞納がないこと。

（企業立地奨励金の交付額等）

第5条 企業立地奨励金の額は、立地をする事業所が操業を開始した日以後、当該事業所（第3条第2号に規定する関連施設にあつては、当該関連施設の延べ床面積の合計が企業等の事業の用に直接供する施設の延べ床面積を超えない範囲に限る。）、その立地に係る土地（その取得の日から3年以内に操業を開始した事業所に係る土地に限る。）、家屋及び地方税法（昭和25年法律第226号）第383条の規定に基づき申告のあった償却資産について課した固定資産税及び都市計画税に相当する額を合計した額に、別表第1に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

ただし、複数項目に該当する場合は、該当する項目すべてについて算出される額を合算するものとする。（当該額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

- 2 立地をした事業所が賃貸借に係るものである場合は、各会計年度の交付額は、その交付申請の日前1年間の当該賃貸借に係る賃借料（当該土地に係る部分を除く。）に相当する額を限度とする。
- 3 企業立地奨励金は、立地をする事業所が操業を開始した日以後、最初に固定資産税及び都市計画税を課する会計年度の翌会計年度から起算して5箇年度に限り、交付するものとする。
- 4 交付額は、1箇年につき1,000万円を上限とする。

（雇用促進奨励金の交付額等）

第6条 市長は、第8条の規定による認定を受けた企業立地奨励金対象事業者が立地をする事業所の操業を開始するに当たり、市内に住所を有する者を常時雇用従業員として新たに当該事業所において雇用し、かつ、当該雇用の期間が当該事業所の操業を開始した日から第10条第1項の規定による交付申請

の日までにおいて1年以上継続している場合には、雇用促進奨励金を初年度（当該操業を開始した日以後、前条第2項に規定する固定資産税及び都市計画税を初めて賦課する会計年度をいう。）に限り、企業立地奨励金と併せて交付することができる。

- 2 雇用促進奨励金の額は、第1項に規定する場合に該当する常時雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額とし、1事業所当たり300万円を限度とする。

（従業員転入奨励金の交付額等）

第7条 市長は、第8条の規定による認定に係る企業立地奨励金対象事業者が立地をする事業所の操業を開始するに当たり、既常時雇用従業員で市外に住所を有する者のうち、当該事業所の操業を開始した日から起算して6カ月以内に市内へ転入した従業員が、第10条第1項の規定による交付申請の日までにおいて1年以上継続して市内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合には、従業員転入奨励金を初年度（当該操業を開始した日以後、第5条第1項に規定する固定資産税及び都市計画税を初めて賦課する会計年度をいう。）に限り、企業立地奨励金と併せて交付することができる。

- 2 従業員転入奨励金の額は、第1項に規定する場合に該当する常時雇用従業員の数に30万円を乗じて得た額に、対象従業員に18歳以下のこどもがいる場合、こどもの数に10万円を乗じた額を加算した額とし、1事業所当たり500万円を限度とする。

（認定）

第8条 企業立地奨励金、雇用促進奨励金及び従業員転入奨励金（以下「奨励金等」という。）の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ企業立地奨励金対象事業者の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

- 2 認定を受けようとする事業者は、企業立地奨励金対象事業者認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 立地に係る土地の売買、賃貸借等又は立地に係る建物の賃貸借に関する契約書の写し
- (2) 立地に係る土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 立地に係る建物の建築確認済証の写し
- (4) 立地に係る建物の配置図、平面図及び立面図
- (5) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、認定を受けようとする者の住民票の写し）
- (6) 会社概要書その他企業等の事業の概要を示す書類
- (7) 立地をする事業所に係る常時雇用従業員の名簿及び厚生年金保険に加入していることを明らかにする書類
- (8) 労働契約書その他労働契約の内容を確認することができる書類
- (9) BELS 評価書の写し

- (10) ISO14001 に係る登録証の写し
 - (11) エコアクション 21 認証・登録証の写し
 - (12) 埼玉県エコアップ認証書の写し
 - (13) 川越市との連携協定書の写し
 - (14) 埼玉県 SDG s パートナーに係る登録証
 - (15) 知事承認を受けて行う立地の場合にあっては、知事承認を受けていることを明らかにする書類
 - (16) 本社機能（総務部門、経理部門、企画部門その他これらに類する複数の部門により構成される全社的な業務を統括する機能として、市長が認めるものをいう。別表第 1 において同じ。）を有する立地の場合にあっては、本社機能を有することとなることを明らかにする書類
 - (17) 研究所機能を有する立地の場合にあっては、研究所機能を有することとなることを明らかにする書類
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに認定の可否を決定し、その旨を企業立地奨励金対象事業者認定（不認定）通知書（様式第 2 号）により、当該申請をした事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、認定を行う場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（操業開始の届出）

第 9 条 前条第 3 項の規定により認定の通知を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る事業所（以下「認定事業所」という。）において操業を開始したときは、その日から起算して 1 月以内に企業立地奨励金認定事業所操業開始届（様式第 3 号）により、市長に届け出なければならない。

（奨励金等の交付申請及び交付決定）

第 10 条 奨励金等の交付を受けようとする認定事業者は、認定事業所が操業を開始した日以後、別に定める日までに、企業立地奨励金等交付申請書（様式第 4 号）に別表第 2 に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、奨励金等の交付の可否を決定し、その旨を企業立地奨励金等交付（不交付）決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請をした認定事業者へ通知するものとする。

（実績報告及び交付額の確定）

第 11 条 前条第 2 項の規定により奨励金等の交付決定の通知を受けた認定事業者は、別に定める日までに、企業立地奨励金等実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、当該報告に係る内容等が奨励金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、企業立地奨励金等金額確定通知書（様式

第7号)により、同項の認定事業者に奨励金の額を通知するものとする。

(奨励金等の請求及び交付)

第12条 認定事業者は、前条第2項の規定により奨励金等の確定の通知を受けたときは、別に定める日までに、企業立地奨励金等交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、遅滞なく当該請求に係る奨励金等を当該認定事業者に交付するものとする。

(変更申請)

第13条 認定事業者は、認定の申請又は奨励金等の交付申請の内容の変更(市が認める軽微な変更を除く。)をする必要があるときは、あらかじめ企業立地奨励金等申請事項変更申請書(様式第9号)に変更内容を示す書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該変更について承認の可否を決定し、その旨を企業立地奨励金等申請事項変更承認(不承認)通知書(様式第10号)により、当該認定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第14条 合併、営業譲渡その他の事由により認定事業者の事業を承継した者(以下「承継者」という。)は、前条第2項の規定による変更の承認通知のあった後速やかに、企業立地奨励金認定事業者承継届(様式第11号)に承継の事実を示す書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、承継者が認定に係る事業を承継する場合に限り、当該認定事業者の地位の承継に係る前条第1項の変更申請について承認することができる。

(取消し)

第15条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定又は奨励金等の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により認定又は奨励金等の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (4) 第8条第4項の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (5) 公害(環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害をいう。)を発生させた場合において、その排除のために必要な措置を講じなかったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(奨励金等の返還)

第16条 市長は、次に掲げる場合において、既に奨励金等を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第12条第1項に規定する認定の申請又は奨励金等の交付申請の内容の

変更により奨励金等の交付額に変更が生じることとなった場合
(2) 前条の規定により奨励金等の交付の決定を取り消した場合
(書類の整備等)

第17条 認定事業者は、交付を受けた奨励金等に係る関係書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の関係書類は、奨励金等の交付の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保管しなければならない。

3 認定事業者は、奨励金等に係る効果等を把握するために市が行う調査等に協力し、固定資産税の納付状況、市内に住所を有する者の雇用の状況その他情報の提供に努めるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨励金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条第2項に規定する申請をした事業者については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の川越市企業立地奨励金等交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に、新要綱第7条第2項に規定する申請をした事業者について適用し、同日前に改正前の川越市企業立地奨励金等交付要綱第7条第2項に規定する申請をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1号及び第5条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に、改正後の第7条第2項の規定による申請をした事業者について適用し、同日前に改正前の同項の規定による申請をした事業者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の川越市企業立地奨励金等交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に、新要綱第 8 条第 2 項に規定する申請をした事業者について適用し、同日前に改正前の川越市企業立地奨励金等交付要綱第 7 条第 2 項に規定する申請をした事業者について、なお従前の例による。

別表第 1（第 5 条、第 8 条関係）

区 分	補助率
第 4 条に規定する交付要件に合致する者	2 分の 1
建築された家屋が ZEB（Net Zero Energy Building）の認証を取得した場合、ISO14001、エコアクション 21 認証又は、埼玉県エコアップ認証制度のいずれかの認証を取得した場合	1 0 分の 1
市との連携協定（防災協定、包括連携協定等）を締結した場合又は、埼玉県 SDGs パートナーへ登録した場合	1 0 分の 1
知事承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき、同計画に係る事業のための立地の場合又は、本社機能若しくは研究所機能を有する立地の場合（既に市内に本社機能又は研究所機能を有している場合を除く。）	1 0 分の 1

別表第 2（第 1 0 条関係）

奨励金等の種類	添付書類
企業立地奨励金	1 立地をした事業所の建物の登記事項証明書 2 建物検査済証の写し 3 市税に未納がない旨の証明書 4 被雇用者名簿 5 その他市長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	1 新規に雇用した者の住民票の写し 2 新規に雇用した常時雇用従業員の名簿及び厚生年金保険に加入していることを明らかにする書類 3 労働契約書その他労働契約の内容を確認することができる書類

	4 市税に未納がない旨の証明書 5 その他市長が必要と認める書類
従業員転入奨励金	1 申請に係る従業員の住民票の写し 2 市内に転入した常時雇用従業員名簿及び厚生年金保険に加入していることを証する書類 3 労働契約書その他労働契約の内容を確認することができる書類 4 市税に未納がない旨の証明書 5 その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 8 条関係）

企業立地奨励金対象事業者認定申請書

年 月 日

（提出先）
川越市長

申請者 所在地（住所）
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

下記の事業所に係る企業立地奨励金対象事業者の認定を受けたいので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
事 業 種 目	
従 業 員 の 数	人
事 業 所 の 敷 地 面 積	平方メートル
事 業 所 の 延 床 面 積	平方メートル
敷地取得(賃貸借契約)年月日	年 月 日
操 業 開 始 予 定 日	年 月 日

- ※ 敷地内増築にあたっては、増築部の稼働開始日を「操業開始予定日」に記載してください。
- ※ 企業立地奨励金対象事業者の認定に係る審査、企業立地奨励金の額の算定のための市税の納付状況の確認及び固定資産税課税台帳その他課税資料の調査等を市において行うことについて承諾します。

様式第2号（第8条関係）

企業立地奨励金対象事業者認定（不認定）通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励金対象事業者の認定については、下記のとおり認定（不認定）しましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

認 定 番 号	第 号
事 業 者 名	
所 在 地 （ 住 所 ）	
代 表 者 氏 名	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	

不 認 定 の 理 由

様式第3号（第9条関係）

企業立地奨励金認定事業所操業開始届

年 月 日

（提出先）
川越市長

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で企業立地奨励金対象事業者の認定を受けた下記の事業所の操業を開始しましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
従 業 員 の 数	人
事 業 所 の 敷 地 面 積	平方メートル
事 業 所 の 延 床 面 積	平方メートル
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日

様式第4号（第10条関係）

企業立地奨励金等交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者 所在地（住所）
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

下記のとおり企業立地奨励金等の交付を受けたいので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

認 定 番 号		第 号
事 業 所 の 名 称		
事 業 所 の 所 在 地		
従 業 員 の 数		人
企業立地奨励金等交付申請額		金 円
内 訳	企 業 立 地 奨 励 金	円
	雇 用 促 進 奨 励 金	円
	従 業 員 転 入 奨 励 金 (内こどもに加算される金額)	円 (円)
添 付 書 類		1 企業立地奨励金 (1) 立地した事業所の建物の登記事項証明書 (2) 建物検査済証の写し (3) 市税に未納がない旨の証明書 (4) 被雇用者名簿 (5) その他市長が必要と認める書類 2 雇用促進奨励金 (1) 新規に雇用した者の住民票の写し (2) 新規に雇用した常時雇用従業員名簿及び厚生年金保険に加入していることを証する書類 (3) 労働契約書その他労働契約の内容を確認することができる書類 (4) 市税に未納がない旨の証明書 (5) その他市長が必要と認める書類 3 従業員転入奨励金 (1) 申請に係る従業員の住民票の写し (2) 市内に転入した常時雇用従業員名簿及び厚生年金保険に加入していることを証する書類 (3) 労働契約書その他労働契約の内容を確認することができる書類 (4) 市税に未納がない旨の証明書 (5) その他市長が必要と認める書類

※ 企業立地奨励金等の交付決定に係る審査、企業立地奨励金の額の算定のための市税の納付状況の確認及び固定資産税課税台帳その他課税資料の調査等を市において行うことについて承諾します。

☐ 従業員転入奨励金のうち、こどもに加算される金額については、制度の趣旨を踏まえ、当該従業員に還元することを誓約します。

様式第5号（第10条関係）

企業立地奨励金等交付（不交付） 決定通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長



年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励金等の交付の申請については、下記のとおり交付（不交付）の決定をしましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

認 定 番 号		第 号
事 業 所 の 名 称		
事 業 所 の 所 在 地		
企 業 立 地 奨 励 金 等 交 付 決 定 額		金 円
内 訳	企 業 立 地 奨 励 金	円
	雇 用 促 進 奨 励 金	円
	従 業 員 転 入 奨 励 金	円

<条件>

交付の決定に係る企業立地奨励金の算定の基礎となる固定資産税額又は都市計画税額を減額する更正を受けたときその他企業立地奨励金等の交付申請の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。

不 交 付 の 理 由

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

企業立地奨励金等実績報告書

年 月 日

（提出先）

川越市長

所在地（住所）

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった企業立地奨励金等の実績について、川越市企業立地奨励金等交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号		第 号
事 業 所 の 名 称		
事 業 所 の 所 在 地		
企業立地奨励金等交付決定額 【 年度分（ 年目）】		金 円
内 訳	企 業 立 地 奨 励 金	円
	雇 用 促 進 奨 励 金	円
	従 業 員 転 入 奨 励 金	円
新規に雇用した常時雇用従業員の数		人
操業開始後に転入した常時雇用従業員の数		人
交 付 申 請 の 内 容 の 変 更 (いずれかに○を付してください。)		変更あり・変更なし
変更の内容（変更ありの場合）		
添 付 書 類		1 市税に未納がない旨の証明書 2 その他市長が必要と認める書類

※ 企業立地奨励金等の額の算定のための市税の納付状況の確認及び固定資産税課税台帳その他課税資料の調査等を市において行うことについて承諾します。

※ 本制度の効果検証に必要な範囲において、市税の納付状況の確認及び固定資産税課税台帳その他課税資料の調査等を市において行うことについて承諾します。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

企業立地奨励金等金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした企業立地奨励金等については、下記のとおり確定しましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

なお、年 月 日までに、企業立地奨励金等交付請求書を提出してください。

記

認 定 番 号		第 号
事 業 所 の 名 称		
事 業 所 の 所 在 地		
企業立地奨励金等交付確定額 【 年度分（ 年目） 】		金 円
内 訳	企 業 立 地 奨 励 金	円
	雇 用 促 進 奨 励 金	円
	従 業 員 転 入 奨 励 金	円
支 払 方 法		口座振込

様式第8号（第12条関係）

企業立地奨励金等交付請求書

年 月 日

（提出先）
川越市長

所在地（住所）
事業者名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった企業立地奨励金等について、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円		
振込先金融機関名			
預金種目	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義人			

様式第9号（第13条関係）

企業立地奨励金等申請事項変更申請書

年 月 日

（提出先）
川越市長

申請者 所在地（住所）
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付けで申請をした事項について、下記のとおり変更したいので、
川越市企業立地奨励金等交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更する申請 （いずれかにチェックしてください。）		☐ 企業立地奨励金対象事業者認定申請 ☐ 企業立地奨励金等交付申請
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更（予定）年月日		年 月 日
添付書類		変更内容を示す書類

様式第 1 0 号（第 1 3 条関係）

企業立地奨励金等申請事項変更承認（不承認） 通知書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励金等申請事項の変更の申請については、下記のとおり承認（不承認）としましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

事業所の名称		
事業所の所在地		
申請の区分		☐ 企業立地奨励金対象事業者認定申請 ☐ 企業立地奨励金等交付申請
申請内容	変更前	
	変更後	

不承認の理由

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

企業立地奨励金認定事業者承継届

年 月 日

（提出先）
川越市長

承継者 所在地（住所）
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け 第 号で企業立地奨励金対象事業者の認定の通知を受けた事業者の事業を承継しましたので、川越市企業立地奨励金等交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

認 定 番 号	第 号
認 定 事 業 者 名	
認 定 事 業 所 の 名 称	
認 定 事 業 所 の 所 在 地	
承 継 者 名	
承 継 者 の 代 表 者 氏 名	
承継後の認定事業所の名称	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	承継の事実を示す書類